

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする(平成30年4月施行)。

2. 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。
- ② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行支援	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動支援	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

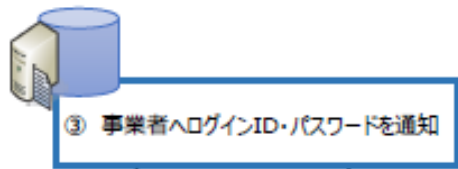

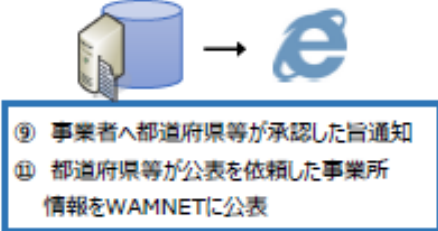
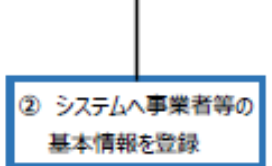
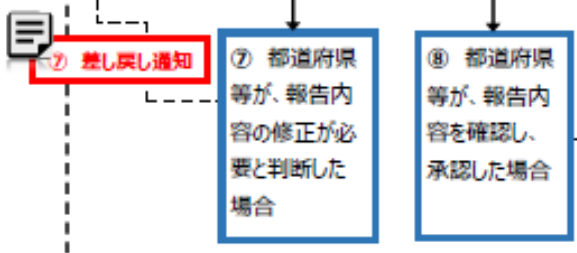
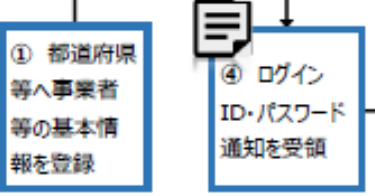
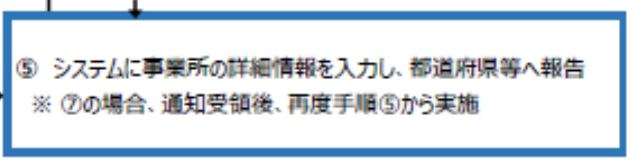
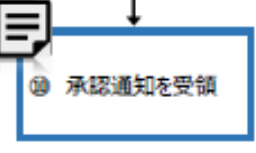
		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

STEP 1. 事業者等の基本情報登録

STEP 2. 事業所の詳細情報入力・報告、承認

STEP 3. 公表

業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、都道府県等へ事業者及び事業所の基本情報（法人アドレス等）を登録 ② 都道府県等は、事業者から登録された基本情報を情報公表システム（以下「システム」）へ登録 ③ システムより、事業者へログインID等を通知 ④ 事業者は、システムからの通知を受領 ※ 必要に応じて、事業所担当者にID等を共有 ※ なお、平成30年3月に、都道府県等が基本情報を一括登録した事業者については、STEP 1は不要 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 事業者は、受領したログインID・パスワードを用いてシステムにログインし、事業所の詳細情報（基本情報以外の情報）を入力した上で、都道府県等へ報告 ⑥ システムより、都道府県等へ事業者から報告があった旨をメールで通知 ⑦ 事業者より報告を受けた事業所の詳細情報について、都道府県等が確認し、内容に修正が必要と判断した場合 → システムより、事業者へ差し戻しの旨通知。事業者は、通知を受領後、承認されるまで⑤からの手順を再度実施 ⑧ 都道府県等が、報告を受けた事業所の詳細情報を承認した場合 → システム上で承認処理を行い、システムへ公表を依頼 	<ol style="list-style-type: none"> ⑨ システムより、事業者へ都道府県等が承認した旨通知 ⑩ 事業者は、システムからの通知を受領 ⑪ 都道府県等が公表を依頼した事業所情報をWAMNETに公表 ※ 初回は平成30年9月頃を予定 9月以降は、随時更新予定
情報公表システム	 <p>③ 事業者へログインID・パスワードを通知</p>	 <p>⑥ 都道府県等へ報告が行われた旨メールで通知</p> <p>⑦ 都道府県等が、報告内容の修正が必要と判断した場合</p> <p>⑧ 都道府県等が、報告内容を確認し、承認した場合</p>	 <p>⑨ 事業者へ都道府県等が承認した旨通知</p> <p>⑪ 都道府県等が公表を依頼した事業所情報をWAMNETに公表</p>
都道府県等 〔都道府県 指定都市 中核市〕	 <p>② システムへ事業者等の基本情報を登録</p>	 <p>⑦ 差し戻し通知</p> <p>⑧ 都道府県等が、報告内容を確認し、承認した場合</p>	
事業者 (法人等)	 <p>① 都道府県等へ事業者等の基本情報を登録</p> <p>④ ログインID・パスワード通知を受領</p>	 <p>⑤ システムに事業所の詳細情報を入力し、都道府県等へ報告 ※ ⑦の場合、通知受領後、再度手順⑤から実施</p>	 <p>⑩ 承認通知を受領</p>